

2. 地区整備計画

地区 施設 の 配置 及び 規模	道路	名称	幅員	延長
		地区内幹線道路	13m	約 210m
		主要区画道路	9m	約 780m
		区画道路	6m	約 780m
公園	名称	面積		
	1号公園	約 2,000 m ²		
	2号公園	約 1,100 m ²		
	面積			
緑地	名称	面積		
	1号緑地	約 18,000 m ²		
その他 公共空地	名称	面積		
	空地	約 100 m ²		
建築物 等 に 関 する 事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 3戸建以上の長屋住宅 (2) 共同住宅 (3) 寄宿者又は下宿 (4) 公衆浴場 (5) 畜舎		
	建築物の敷地面積の最低限度	170 m ²		
	建築物の形態又は意匠の制限	敷地内の広告物又は看板（建築物に設置するものを含む）は、自己の用に供するもの（大阪府自家用広告物認可基準で定義されるもの）に限定するとともに、次のいずれかに該当するものを設置してはならない。 (1) 屋上及び屋根に設置するもの (2) 周辺的美観・風致を損なうもの		
	かき又はさくの構造の制限	道路（歩行者専用道を含む）に面する敷地の部分（門柱・門扉の部分を除く）には、道路境界線から50cm以上の植栽帯を設置するものとする。また、かき又はさくを設置する場合は、道路境界線から50cm以上後退するものとする。		

「地区計画の区域及び地区施設の配置については計画図表示のとおり」